

(コロナ特例再支給) 住居確保給付金を申請するために必要なもの

令和4年8月までのコロナ特例再支給申請に必要な書類です。

ダウンロード
できるもの

①	様式1-1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書	○
②	様式1-1-A 住居確保給付金申請時確認書 ※離職等の場合は、公共職業安定所（ハローワーク）から発行された求職番号、または公的な職業紹介の窓口名称を必ず記入してください。	○
③	離職等の場合 参考様式5 離職状況等に関する申立書	○
	収入を得る機会減少の場合 参考様式5-2 就業機会の減少に関する申立書	○
④	本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・パスポート・各種福祉手帳のコピー、住民票の写し、戸籍謄本等） ※マイナンバーカードは個人番号部分を隠してコピーしてください。隠れていない場合はこちらでマスキングします。 ※健康保険証は番号部分を隠してコピーしてください。隠れていない場合はこちらでマスキングします。	
⑤	再支給申請に関する確認書	○
⑥	収入確認書類 世帯全員分 （給与明細書・賃金明細書・報酬明細書・雇用保険受給資格証明書・年金通知書・児童手当等の通知書等、自営業の場合は帳簿のコピー） ※ない場合は、預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページと口座名義がわかるページのコピーと収入申告書 ※現金手渡しで、振込の記帳もない場合は収入申告書 ※給料日が25日以降等の理由で給与明細書等の入手が間に合わない場合は、勤務先より給与の総支給額（天引き前）と通勤手当を聞き取り、収入申告書に記載し、後日入手でき次第、給与明細書等のコピーを申請月の月末までに提出	収入申告書 ○
⑦	様式2-2 入居住宅に関する状況通知書 →不動産媒介業者様や家主様宛の「入居住宅に関する状況通知書のご記入のお願い」及び「口座名義記入時の注意事項」を提示して記入をお願いしてください。裏面に本人記載欄もありますので、忘れずに記入してください。	○
⑧	賃貸契約書（申請日において有効なもの）のコピー ※前回支給時から世帯人員、住居についていずれも変更がない場合、また、定期建物賃貸借契約の場合で、今回決定予定の期間が契約期間の範囲内であることが前回の申請時の添付書類で確認できるときは、提出を省略できます。	
⑨	預金通帳 世帯全員分のコピー （最新の残高と過去1か月分出入金明細が記帳されているもの。口座名義がわかるページのコピーも必要。） ※申請書記入日に手持ちの現金、自宅保管の現金も確認し、預貯金に合算してください。 ※インターネット銀行などの場合は画面のコピーをとって提出してください。口座名義が表示されない場合は、キャッシュカードの写し等も添付してください。	
⑩	最新の公共料金の請求書や領収書のコピー（住所・居住者名として申請者氏名が記載されているもの）	

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則郵送での申請をお願いします。
- ・個別の状況により、審査に必要な場合は、上記以外の書類の提出や来庁をお願いする場合があります。
- ・書類の記入の際は、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、消えないボールペン等で記入してください。
- ・期限内に提出されても期限までに不備書類の提出や不備が修正されないと受付できませんので、必要に応じて再度書類の提出や訂正をしていただきます。（書類が全て不備なく揃った日が申請日となります。）
- ・25日を過ぎると翌月分の申請として取扱いますので、毎月26日から月末に到着した場合は、申請書類の訂正、翌月分の収入・資産等の資料の追加をお願いします。

【申請期限】

* 郵便の事情により配達が遅れることもありますので、余裕をもってご提出ください。

令和4年7月までの申請の場合	毎月25日必着（土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日）
令和4年8月申請の場合	令和4年8月25日（木）必着

注意事項：令和4年8月申請について

8月25日時点で不備のある書類や、26日から31日に到達した申請については、今回に限り8月申請分として受付しますが、多くの申請が見込まれるため、支給決定及び支給が通常より1か月以上遅れる場合があります。

【提出先】下記あて郵送により申請してください。

※郵送事故の責任は負いかねますので、心配な方は送達確認できる方法（簡易書留等）で送付してください。

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟1階 くらしのサポートステーション あて 住居確保給付金(特例再支給) 申請書在中
--

← 宛名を切り取り、封筒に貼って郵送してください。